平成２３年（フ）第１３号
北海道苫小牧市青雲町１丁目８番19号
債務者　上田　幸秀
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１５号
北海道苫小牧市拓勇東町１丁目16番地の23メゾンコート華壱番館106
債務者　西住　　文（旧姓安宅）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１７号
北海道苫小牧市明徳町１丁目７番14号　レインボーハウス明徳Ｎｏ．27―203号
債務者　笹田　　満
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第７号
山形県酒田市若宮町２丁目18番１号
債務者　和田　　守
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第２０号
福島県会津若松市西年貢２丁目２番15号　ドラクマの里102号
債務者　川谷京姫こと　柳　　京姫
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
群馬県高崎市上並榎町720番地　浅見住宅４号
債務者　青木　榮子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２１８１号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―17―204
債務者　野崎　悦子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
埼玉県和光市白子２丁目１番61号　ハイム本丸Ⅰ―103
債務者　徳永　茂信
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
埼玉県久喜市本町３丁目５番10号
債務者　島崎　裕臣
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８２号
埼玉県所沢市青葉台1299番地の43
債務者　小貫　有美（旧姓東）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４８号
埼玉県大里郡寄居町大字藤田20番地１　エスポワールＣ―202
債務者　島田　由香
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２２号
静岡県御殿場市西田中470番地の15
債務者　高井由加子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
名古屋市南区元柴田東町３丁目31番地の１エトワールシミズⅡ―305号
債務者　西村　道雄
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９号
愛知県岡崎市美合新町16番地４　メゾンサカイ103、従前の住所愛知県岡崎市竜美台１丁目６番地５
債務者　小林世司子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字一之宮８番地24
債務者　奈良原貴士
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字一之宮８番地24
債務者　奈良原八海子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１号
岩手県宮古市鴨崎町６番７号
債務者　大須賀邦男
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部